

## 平成24年度愛媛県新しい公共支援事業つなぎ融資利子補給金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新しい公共の担い手であるNPO等が行政機関から受託した業務の実施に際して金融機関のつなぎ融資を利用する場合に、当該融資に係る利子に相当する金額を予算の範囲内で交付するため、愛媛県補助金等交付等規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 金融機関

日本政策金融公庫、都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、NPOバンク等をいう。

#### (2) つなぎ融資

NPO等が行政から業務を受託し、委託費の支払いが精算払いとなる場合に、その業務に必要な経費を立て替えるため、金融機関から借入れすることをいう。

#### (3) 利子補給金

つなぎ融資を利用するNPO等に対し交付される利子に相当する額の補助金をいう。

### (対象者)

第3条 利子補給金の交付の対象となる者は、別表に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

### (対象となる借入金)

第4条 つなぎ融資にかかる借入金は、NPO等が受託した事業にかかる委託料の支払いが精算払いから概算払いに移行した場合、速やかに金融機関に対して繰上返済することが可能であり、また、その際に不要となった一部の利子の支払いについて、利息前受等により既に金融機関等に支払っている場合であっても、繰上返済後にまたは繰上返済と相殺して、NPO等が実質的に返還を受けることができるものであること。

### (対象期間)

第5条 利子補給の対象となる期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

### (利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、前条の期間を対象として、第4条に該当する借入金に係る年間利率と2%とする年間利率のいずれか低い率を用いて算出した額とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数の額を切り捨てた額とする。

### (支援申請)

第7条 利子補給金の交付申請を予定している者は、別に定める日までに支援申請書(様式1)を知事に提出しなければならない。

### (支援決定等)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、愛媛県新しい公共支援事業運営委員会の意見を参

考にその内容を審査して、支援するまたは支援しないことを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条の支援決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援決定の全部又は一部を取り消し、その旨を申請者に通知するものとする。

#### ( 利子補給金の交付申請 )

第 9 条 前条第 1 項の規定による利子補給金の交付決定を受けた者（以下「利子補給対象者」という。）が利子補給金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに交付申請書（様式 2）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、前条第 2 項に定める支援決定をもとに申請内容を審査し、適当と認めるときは、交付するまたは交付しないことを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

#### ( 実績報告 )

第 10 条 利子補給対象者は、行政からの委託業務に係る委託料を受領した日から 1 箇月を経過した日と委託業務を実施した年度の翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式 3）を知事に提出しなければならない。

#### ( 利子補給金の額の確定 )

第 11 条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、その旨を利子補給対象者に通知するものとする。

#### ( 利子補給金の交付の請求 )

第 12 条 利子補給対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知の受領後、速やかに利子補給金交付請求書（様式 4）を知事に提出しなければならない。

#### ( 利子補給金の交付 )

第 13 条 知事は、前条の規定による利子補給金交付請求書を受領したときは利子補給金を交付するものとする。

#### ( 報告 )

第 14 条 利子補給対象者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

- ( 1 ) 利子補給対象者の団体名もしくは組織名または住所の変更があったとき。
- ( 2 ) 行政機関から受託した業務の契約内容及びその受託業務に係る経費の支払方法に変更があったとき。

#### ( 自己評価 )

第 15 条 利子補給対象者は、行政機関からの当該利子補給に係る受託業務の委託料の支払いを受けた日から 1 箇月を経過した日までに、自己評価を行い、成果報告書（様式 5）を知事に提出しなければならない。

#### ( 会計帳簿等の整備等 )

第16条 利子補給金の交付を受けた者は、利子補給金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、利子補給の対象となった事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

別表(第3条関係)

- 1 県内に主たる事務所を有するNPO等であること。
- 2 行政から業務を受託または受託することを予定しており、その業務の実施に際してつなぎ融資を利用する者であること。
- 3 県税を滞納していない者であること。
- 4 特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していない者であること。
- 5 宗教活動又は政治活動(政策提言活動は除く)を主たる目的としていないこと。
- 6 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にないこと。
- 7 新しい公共の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。
- 8 市民等が自発的・主体的な参画によって活動を行っていること。
- 9 資金及び活動面において自立のための支援を必要としていること。
- 10 情報開示がなされていること、又は新しい公共支援事業の取組期間中に情報開示がなされる予定であること。
- 11 継続的に活動を行い、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。
- 12 定款、規約又はそれに相当するものを文書で定めており、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること、又は新しい公共支援事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。